

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 1 0 号  
2 0 1 7 年 8 月 2 5 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

### 「検修車充電用コードの切断」に関する緊急申し入れ

8月7日午前2時40分頃、大阪仕業検査車両所の仕業庫0番線のレール（電車停止位置：1号車・No.1台車・No.3タイヤ）付近で、床下点検を行う際に使用する検修車の充電用コードが切断された状態で発見された。

第一発見者は、仕業申告班の船出社員であった。次に船出社員からの報告を受けて、該当箇所を確認したのは木戸助役だった。該当箇所の確認後、木戸助役はまず、当該箇所で当日最後に検修車を使用・充電作業を行った松本社員に、切断されたと思われるコードの写真を見せて、充電の仕方の事情聴取を行った。これに松本社員は「(充電用コードを) ローソクの内側から通してコンセントに差し込んだ。外側からだともコードの長さもあり無理があり作業しにくい」と話をした。これに対して木戸助役も「私もそう思います。コンセントに差し込めても、そうとう無理をしないと差し込めない」と話をしていた。

その後、木戸助役は、所長や当日の検修当直の管理者等と相談の上、当該箇所でレール上に検修車の充電用コードを置き車輪（タイヤ）とレールの間に狭窄させたことが考えられるとして、すでに出庫していたB編成を再度、同箇所に入庫させるので、同車両が出庫した際に充電コードを最初に狭窄する可能性があった1号車・No.3タイヤの入念点検を行うよう小林社員と箆島社員に指示した。しかしそれは、B編成が出庫の際に充電コードを狭窄したことを断定した対応であったため、小林社員と箆島社員は「B編成の出庫以降に入庫したX編成も入念点検をするべきだ」と主張をして、その結果、X編成の16号車・No.7タイヤの入念点検も行うことになった。

以上の経過を経て明らかになった事は、B編成の1号車・No.3タイヤとX編成の16号車・No.7タイヤどちらの編成（タイヤ）にも狭窄した形跡は確認されなかった事。しかし、当該箇所である仕業庫0番線のレール（電車停止位置：1号車・No.1台車・No.3タイヤ）付近からは、充電用コードが切断された際に発生したと思われる銅線のキリコが発見された事だけであった。

8月7日、会社は船出社員と松本社員に時系列等報告書の作成を指示し、松本社員はありのままを時系列等報告書に記入・作成した。

ところが8月9日朝、松本社員は再度会社から呼び出された挙句の果てに、東尾助役から「新しい事実が出てきた時は、虚偽の報告になりますよ」という発言を浴びせられた。また、同日（8月9日朝）には松本社員不在の場所で臨時総点呼が開催され、ここで

田邊所長から以下の訓示がなされた。

以降、会社はその訓示内容を会社の掲示板上に掲出し、毎日の始業点呼時に訓示内容を読み上げている。

#### 【訓示内容】

8月6日翌日の仕業検査において、設備を損傷させる事象が発生した。発生状況は床下検修車の充電を行う際、充電コードをレール上部から通したため、出庫車両の車輪とレールの間に充電コードが狭窄し、切断させたものである。

レール上に物を置くことは、鉄道の安全を著しく損なう行為である。また、夏季安全輸送期間中にこのような行為を行ったことは、緊張感が著しく欠如していると言わざるを得ない。明日、8月10日からお盆輸送が始まる。いま一度、基本動作の遵守と安全最優先を意識した行動をとられたい。

なお、4月の臨時総点呼でも話したように、最近のヒューマンエラー、ヒヤリハット、不祥事を発生させた社員の多くは、経験豊富なベテラン社員であり、今回の関係者も例に漏れずベテラン社員であった。仕事から挨拶、身嗜みに至る本来、ベテラン社員が若手社員の見本となるべきところであるが、最近の当所の状況を見ると全く逆と言わざるを得ない。ベテラン社員には仕事、挨拶、身嗜みなどどれをとっても若手社員の見本となる行動をすることを期待する。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

#### 記

1. 会社の対応は、最初から松本さんが犯人であるかのような対応である。直ちに松本さんに謝罪をして「謝罪文」を掲出すること。
2. 会社は松本さんがレール上から充電コードを通したと思っているのかを明らかにすること。同時になぜ、そう思うのか根拠を明らかにすること。
3. 会社はなぜ、「出庫時に車輪とレールの間に充電コードが狭窄し、切断させた」と断定したのか根拠を明らかにすること。
4. 会社はなぜ、B編成とX編成の入念点検を行った小林社員と箆島社員に時系列等報告書の作成を指示しないのか明らかにすること。
5. 会社はなぜ、B編成とX編成の入念点検を行う際に作業指示書を発行しなかったのか明らかにすること。
6. 東尾助役は松本さんに対して「新しい事実が出てきた時は、虚偽の報告になりますよ」と発言をしている。この様な恫喝めいた発言を行なった事を反省し、直ちに松本さんに謝罪すること。また、その後、新しい事実は出てきたのか明らかにすること。

と。

7. 8月7日、9日、16日と三度の事情聴取を行ったが、これ以上事情聴取を行うのか明らかにすること。
8. 松本さんが作成した時系列等報告書を正確で正式な報告書と認めているのか明らかにすること。また、間違いと判断するなら訂正等の指示をするのか明らかにすること。
9. 田邊所長はなぜ、真実が確定していないのに臨時総点呼であるような訓示するのか明らかにすること。
10. 田邊所長の言うベテラン社員とは具体的に誰を指すのかを明らかにすること。
11. 田邊所長は仕事、挨拶、身嗜みについてベテラン社員に対して注意、指導したことがあるのか明らかにすること。
12. 田邊所長の訓示内容は、ことある度にベテラン社員を悪者にし、いたずらに若手社員とベテラン社員との間に不信感・不協和音を生じさせる以外の何ものでもない。今後このような事がないよう、厳重に指導すること。

以上